

日程第10. 承認第3号 専決処分（南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について

○議長 宮城清政君 日程第10. 承認第3号 専決処分（南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 承認第3号 専決処分（南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について 地方自治法第179条第1項の規定に基づき、南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

専決処分については、3月31日に行っております。その専決処分した理由については、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が平成28年3月31日に公布された。同年4月1日施行のため、この政令改正に伴い南風原町国民健康保険税条例についても改正が必要であり、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分をしたものです。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 承認第3号、南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について概要をご説明いたします。お手元に承認第3号の資料をお配りしておりますので、ご覧ください。今回の改正につきましてはまず、保険税負担の公平の確保及び中低所得者層の保険税負担の軽減を図るための課税限度額の見直しです。それから、低所得者層の保険税負担の軽減を図るための保険税の軽減判定所得基準の見直しとなっております。

まず1点目の課税限度額の見直しでございます。条例第2条第2項、第3項、第19条第1項関係の改正となります。内容としましては、国民健康保険税の基礎課税分の課税限度額を54万円と現行の52万円から2万円増額にすること、それから後期高齢者支援金等課税分に係る課税限度額を19万円に改正。こちらは現行17万円から2万円増額となります。引上げ分で基礎課税分2万円、後期高齢者支援金分が2万円、介護に関しては今回改正ございません。課税限度額合計が4万円引き上げとなります。

2点目です。保険税の軽減判定所得基準の見直し。こちらは第19条第1項第2号、第3号関係となります。低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得、軽減するための軽減判定所得の基準を改正するものです。まず5割軽減についてですが、減額基準について被保険者数に乗すべき金額を26万から26万5,000円に5,000円アップしての改正となります。例で申し上げますと、3人世帯の場合、現行は基準額33万円に26万掛ける被保数3人ということで、判定所

得としては111万円以下が5割軽減の対象となりましたが、改正後は5,000円アップとなりまして判定所得が112万5,000円ということで、その分、5割軽減を受けられる方が増えることとなります。もう1つが2割軽減の減額基準についての被保数に乗すべき金額を47万から48万に改正するものでございます。こちらも例といたしまして、3人世帯の場合、現行では所得が174万以下に対して2割軽減対象となりますが、所得が177万円まで拡大されまして、その分、2割軽減の適用を受ける世帯が増えることとなります。以上が、今回専決処分した南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要となっております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております承認第3号については、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって承認第3号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから承認第3号について討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから承認第3号 専決処分（南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認についてを採決します。本案について承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は承認することに決定いたしました。